

会 議 録

会議の名称	補助金等見直し検討部会（第17回）
開催日時	平成24年2月14日（火） （午前・ 午後 ） 1 時 3 0 分 開会 （午前・ 午後 ） 2 時 1 5 分 閉会
開催場所	南館8階 中会議室
出席者	<p>【外部委員】 坪内隆、辻田素子、杉田宗三、棟田勝子</p> <p>【検討部会員】 楚和企画財政部長、秋元財政課長、小田地域教育振興課長、中村政策法務課長、大神人権・男女共生課長、上田政策企画課長、原田市民活動推進課長、北川障害福祉課長、田川高齢介護課長、染川こども政策課長、吉田商工労政課長、小濱農林課長、西村まちづくり支援課長、鎌谷道路交通課長、乾教育政策課長、為乗学校教育推進課長、池田市民学習課長、増田青少年課長、酒井スポーツ振興課長、萩原消防総務課長</p> <p>【作業部会員】 下菌政策企画課長代理、岩崎財政課係長、青木市民活動推進課長代理、中尾政策法務課係長、松野福祉政策課長代理、村上高齢介護課係長、徳永商工労政課長代理、内田農林課係長、井澤環境政策課主査、福田まちづくり支援課長代理、砂金道路交通課係長、阿曾教育政策課主査、上田学校教育推進課主幹、小河地域教育振興課主査、加藤市民学習課係長、小島青少年課長代理、松澤スポーツ振興課係長、北川財政課職員</p>
欠席者	寺内福祉政策課長、島本環境政策課長、田邊都市政策課長、多田人権・男女共生課係長、成田障害福祉課長代理、澤田こども政策課長代理、岡田都市政策課係長、中井消防本部総務課参事、野村議会事務局総務課長代理
事務局職員	係長1人、係員1人
開催形態	公開（傍聴者1人）
議題(案件)	(1) 補助金等のあり方に関するガイドライン（案）について
配布資料	(1) 補助金等のあり方に関するガイドライン（案）

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議長 (企画財政部長[以下省略])	本日の案件は、「補助金等のあり方に関するガイドライン(案)について」である。今回は、前回いただいたご意見を踏まえ文章化したガイドラインを提示する。
作業部会員	(資料1に沿って説明)
議長	補助金見直しの目的は、経費削減ではなく、公益性、公平性、有効性の視点で、新たな補助制度を構築することである。
外部委員	提案公募型補助金制度の応募団体の資格のところ(10頁)で、「暴力団並びにその統制下にある団体又は暴力団の構成員の統制下にある団体でないこと」とあるが、これは既存の補助団体に対しても適用されるのか。
検討部会員	補助要綱には明記していないが、当然、適用されることになる。商業者等へ補助金を出す場合は、税の納付状況なども確認しているので、それらも参考にして適用していく。
外部委員	同じく応募団体の資格のところ(9頁)で、「主たる活動拠点を市内に有し、構成員の数が5人以上の団体であること」とあるが、市民はいなくても良いのか。同じ頁の目的のところには「市民等による団体が自主的、自発的に行う公益的な事業に…」とあるが、その部分との整合性は図れるのか。
作業部会員	NPO 団体については、社員 10 人以上で市に事務所があれば、社員に市民がいなくても市の NPO 団体として活動ができるので、市民がいなくても市内で公益的な活動をしているのであれば問題ないと考えている。
外部委員	6 頁(2) 補助対象のところで「補助対象(交付先)の要件を明確にします」とあるが、その要件はガイドラインには示さないのか。
作業部会員	補助金の種類に応じて様々な要件があり、それらを全て記述するのは難しい。そこで、「要件を明確にしていく」ということだけは示すこととした。
外部委員	補助金等適正化検証シートが示されているが、この内容では補助金等の概要しかわからない。これだけで公益性、公平性、有効性を検証するのは難しいのではないかと。添付資料はもらうのか。

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
検討部会員	添付資料としては、補助要綱や他市状況、活動実績、予算・決算内容などを想定している。具体的にはこれから決めていくが、添付資料が必要であることは明記したい。
外部委員	補助金適正化の検証は、実績を見て翌年度どうするかを決めるのだと思うが、それを検討部会で判断するということなのか。
作業部会員	そうである。市民への公表も、補助金等適正化検証シートを利用する方向で考えている。
外部委員	このシートで公表するのであれば、もう少し書き方を変えた方が市民にわかりやすいと思う。「総合計画施策体系」などは、市民には何のことかわからない。
作業部会員	そのとおりだと思う。公表時にはわかりやすくしていく。
外部委員	提案公募型補助金制度の応募団体の資格のところ（9頁）で、「5人以上の団体」ということは、たとえば個人事業主のグループは応募できないのか。本当にそれでいいのだろうか心配である。
作業部会員	作業部会の中で、NPO 法人の設立認証であれば 10 人以上必要だが、2、3人の小さい団体はどうすべきかなどの議論の結果、5人以上という設定をした。仮に2、3人の小さい団体であっても、そうした団体がいくつか集まって、実行委員会のような組織を新たに作れば、応募は可能である。決算は、新規設立から1年に満たない団体では不要である。イベントなどでは、実行委員会形式も想定している。
外部委員	このガイドラインは、全ての補助金を対象としているのか。本当にこれだけ多くの補助金に対して検証をするのか。
作業部会員	そうである。8頁に示すとおり、全ての補助金について適正化を検証し、国・府の補助金を活用するものや市民の誰もが活用できる公平な補助金を除いて、検討部会で検証していくことになる。
外部委員	2頁の「現状と課題」のところで、もし差し支えがなければ、特定団体に対する補助の割合などの数値を入れたらどうかと思う。

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
検討部会員	<p>「特定団体に対する補助」の定義を明確にしなければならないが、定義できるかどうか、また記述できるかどうか検討する。</p>
議長	<p>今年度の検討部会の成果として、ガイドラインを概ね完成させることができた。</p> <p>外部委員の皆さんには、高い識見と市民の目線から様々なご意見をいただき、お礼を申し上げます。ご意見を踏まえて、わかりやすい記述を心がけ、ガイドラインができたものと考えている。また、審議の中でいただいた貴重なご意見は、今後の市政運営に生かしていきたい。</p> <p>来年度は市長の改選年度に当たることから、新しい市長にこのガイドラインの承認を得て、方向性が決定してから、補助金の見直しと活性化について次の段階へと進めていきたい。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>